

# 監事監査報告書

令和元年5月23日

学校法人至善館

理事会 御中  
評議員会 御中

学校法人至善館

監事 松田修一 印  
監事 田中今介 印

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人至善館の寄附行為第16条の規定に基づき、平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の本法人の業務及び財産の状況について監査を行いました。その結果について、下記のとおり、監査報告書を提出いたします。

## 1. 監査方法の概要

私たちは、監査にあたり、理事会及び評議員会に出席いたしました。必要に応じて、理事長、理事並びに職員にヒアリングを行い、意見を述べました。それらを通じて、法人の現況及びビジョンの把握に努めました。

また、会計監査人と連携をとり、財産及び計算書類の状況を確認し、意見を交換し、必要と思われる事項について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

- (1) 法人の業務に関しては、不正の行為がなく、かつ、法令及び寄附行為に違反する重大な事柄はなく、開学準備及び開学後の業務において、妥当で有効な運営が行われていると認めました。
- (2) 法人の財産の状況に関しては、報告されている計算書類は適正であり、法令及び寄附行為に従って法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正確に示していると認めました。

以上